

令和3年3月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和3年3月19日（金曜日）

議事日程第3号

令和3年3月19日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 日程の追加について
 - 第3 議案第25号 令和3年度八峰町一般会計予算
 - 第4 議案第26号 令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
 - 第5 議案第27号 令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
 - 第6 議案第28号 令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第7 議案第29号 令和3年度八峰町沢目財産区特別会計予算
 - 第8 議案第30号 令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算
 - 第9 議案第31号 令和3年度八峰町営診療所特別会計予算
 - 第10 議案第32号 令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算
 - 第11 議案第33号 令和3年度八峰町下水道事業会計予算
 - 第12 議案第34号 八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について
 - 第13 議案第40号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の一部変更について
 - 第14 議案第41号 令和2年度八峰町一般会計補正予算（第9号）
 - 第15 発議第2号 「安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るための意見書」の提出について
 - 第16 発議第3号 「75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」意見書の提出について
 - 第17 発議第4号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を求める意見書」の提出について
 - 第18 発議第5号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書の提出について
 - 第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 町長発言

第20 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 和平 勇人
税務会計課長 今井 利宏	企画財政課長 高杉 泰治
福祉保健課長 堀江 広智	教育次長 山本 節雄
産業振興課長 成田 拓也	農林振興課長 浅田 善孝
建設課長 石嶋 勝比古	農業委員会事務局長 工藤 善美
生涯学習課長 山本 望	学校給食センター所長 田村 高夫
あきた白神体験センター所長 山内 章	防災まちづくり室長 内山 直光
新型コロナウイルススクリーン検閲対策室長 石上 義久	

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高	議会事務局庶務係長 船山 厚子
--------------	-----------------

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君、2番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議案第40号及び議案第41号の追加提案につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、本日、議長同席のもとに議会運営委員会を開催し、議長から諮問のあった議案第40号及び議案第41号の追加提案について協議いたしました。

その結果、議案第40号及び議案第41号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議案第40号及び議案第41号を本日の日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号及び議案第41号を本日の日程に追加し議題とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、3月4日の本会議において予算特別委員会に付託となっております、日程第3、議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算から日程第12、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入についてまでの議事につきましては、予算特別委員長の報告の後、適宜、会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしく願いいたします。

これより令和3年度八峰町一般会計予算及び各特別会計予算、各公営企業会計予算、特別会計への繰入についての審査と結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。水木予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（水木壽保君） 3月4日の本会議において予算特別委員会に付託となっております、議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算から議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入について、審査経過の概要とその結果につ

いてご報告いたします。

本案については、3月8日と9日の予算特別委員会分科会、3月12日、15日の全体会において慎重に審査いたしました。

その結果、議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算、議案第26号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第27号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第28号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第30号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、議案第31号、令和3年度八峰町営診療所特別会計予算、議案第32号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算、議案第33号、令和3年度八峰町下水道事業会計予算、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 日程第3、議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本件について、5番須藤正人君、9番笠原吉範君の2名による修正案が提出されておりますので、本件と併せて議題とします。

修正案の説明を求めます。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 修正動議について説明をいたします。

議案第25号、令和3年度八峰町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び八峰町議会会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を沿えて提出いたします。

令和3年3月17日

発議者 八峰町議会議員 須藤正人

〃 八峰町議会議員 笠原吉範

内容についてはタブレットに載っております。提出の2枚目、修正案、3枚目、説明書のとおりであります。

歳入歳出予算それぞれから中浜地区中心部整備事業関連予算2,000万円を削り、歳入歳出それぞれ59億5,000万円とするものです。

3月17日、一般質問を行いました。町長の答弁に対し納得できず、議会全員協議会等で更なる協議を行うべきと判断をし、提出したものであります。

以上であります。

○議長（門脇直樹君） 須藤議員、そこでちょっとお待ちください。

ただいまの修正案について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

席にお戻りください。

これより討論を行います。

事前に確認いたしますが、ここでの討論は先ほど提出された修正案と八峰町提出の議案第25号原案、両方の討論となります。そして討論終了後、修正案、原案の順で採決を行います。

それでは討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私は修正動議に反対の立場から討論いたします。

まず、これまでの経緯から申し上げます。

まず、昨年2月5日に町長は全協で本事業について提案し、その時、強い反対意見もあり一旦棚上げになりました。続く3月定例会の行政報告では子育て世帯の津波リスクに対する意識調査を実施するという意向を報告しました。そして9月の定例会の行政報告ではアンケート結果の中間報告をし、その時に「熟慮したい」という発言がありました。そして12月の定例会の行政報告でアンケート結果の最終報告がありました。この時に町長は「令和3年度の当初予算に提案する」という発言をしておられます。

その前に議会と意見交換すべきだったという意見はもっともではありますが、そうであるならば、本定例会の前に議会側からも積極的にその場を求めるべきだったのではないのでしょうか。それをしなかったという点では議会にも落ち度があり、町長だけを責められるものではないと思います。

また、若い大人の増やすためとはいえ、津波浸水区域である場所をあえて行政が宅地整備し、将来は土地を無償譲渡するのはあまりにも人命を軽視した無責任な姿勢であるという意見も理解はできますが、既に町内において津波浸水区域であるなしにかかわらず子育て世帯の住まいづくり支援などの施策が実施されており、中浜だけがなぜ駄目なのかという声の中浜の住民からあがっているのも事実であります。ほかの施策との整合性がとれず、論理矛盾が生ずることになります。

以上のことから、私は修正動議に反対いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 私も修正動議について反対いたします。

町の財政、まあこれからのことを考えた場合ですね、まず一つは、町の遊休地の管理費の減額をして、その土地活用するにはですね遊休施設の譲渡貸付を進めるべきだというふうに考えます。それと、旧役場庁舎跡地はですね街中の中心地にあつて、銀行、保育園、小学校、病院、駅など、10分足らずの距離に時間でつける場所であつてですね、なおかつ一定の面積があつて数戸の宅地として分譲できるという最良の条件の土地だということでもあります。

それと私が議員になってからですがですね、中浜地区の住民から、あその土地をどうするのかということでも再三要望があつてですね、地区のにぎわいを取り戻すためにあそこは何だ、住宅としての分譲をしてもらいたいというふうな要望があつて、前の加藤町長の時にも私はあそこを分譲したらいいんじゃないかというふうな話をしております。

それとですね、まあ私個人の考えは、地域の活性化の方法は住民との付き合いがあることが非常に大切なんだということを常々思っております。で、若者世代が中浜地域に住みですね子どもらができれば、子どもの見守りや高齢者との交流ができるという、まあそういうふうない場所なんだと、そういうことが地域住民が心安らかに暮らしていける条件なんだろうと私は思っております。

あと、移住する住民、津波リスクを自己責任であるということ承知の上で移住・定住するわけですから、分譲地にしてそこに住んでもらうことには何ら問題はないというふうに思います。まあ特に観海地区はですね津波の到達区域になってはいますけども、私が思うにはですね、津波リスクの高いために環境として駄目だという認識ではなくてですね、津波のリスクはあるけれども避難路の整備や住宅の助け合いが強いと、そういうことから地域活動も活発で子育て環境として良い場所だという気持ちで宣伝するぐらいでないと、八峰町には移住・定住者が来ないというふうに思っております。

まあそういうふうな私の意見なわけですけども、八峰町そのものがかなりの面積、津波のリスクがあるわけで、若者の移住・定住には向かないというふうなことを言つてるようなものであります。そのような意見に私は与することができないということで、この修正動議には反対いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私は一般会計そのものに反対の反対討論、動議関係なく……

○議長（門脇直樹君） 見上さん、修正案についての討論です。

（「いがあったす」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） いがあったか。

○7番（見上政子さん） 一緒って言われたので。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○7番（見上政子さん） いいですか。

会計予算の滞納繰越は、言っている通りですね、はい。会計予算の滞納繰越は、町民税、固定資産税など平成30年まで遡って見込んでいますが、実際は個人が払う滞納は10年前までのものを支払う仕組みになっています。滞納者の支払計画は直近から5年以降は不納欠損で処理しないと、いつまでたっても貧困から立ち上がりません。減免制度があること、町民税の申告が適切に行われているかどうか指導するべきです。

それと、チャレンジデーの予算が載っています。現知事が笹川財団と約束したのか、全市町村が一斉に行っているのは秋田県だけです。協賛を行っている財団からのスポンサーつきの地域競争を促すスポーツは、健全ではありません。

それとですね、若い世代、子育て応援のための国保税の均等割が世帯の頭数になっており、家族が多い人ほど高くなっています。子どもの人頭割だけでも減免すべきです。そのための予算を一般会計から法定繰り入れ、繰り出しすべきだと私は思います。子育て応援の立場から、これは可能だと思います。

全国の自治体が均等割の廃止や子育て支援援助のことで国も動きました。来年度から乳幼児半額免除になりました。当町は27億円の基金を取り崩して、子育て支援のために、18歳以下の同居世帯51世帯の国保税の世帯の負担軽減に努めるべきではないでしょうか。

若者就職支度金応援についての質問に、町内から出ることを勧める発言がありました。あえて地元で就職を決めた高卒生に、インフラ整備の前にまず今困っている若者に手を差し伸べる。数人の若者が地元で働くことは人口増に繋がり、人口流出を抑えることに繋がります。人口減少の政策に真逆です。

以上のことから、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） 見上さん、失礼しました。

ほかに討論ありませんか。9番笠原吉範君。

○9番（笠原吉範君） 私は修正動議員に発議者の1人として討論したいと思います。

事業の内容そのものについては、各議員それぞれ賛否両論いろいろあると思いますが、

私は今回のこの行政報告の朗読をもって説明したとして予算を計上する、このやり方はどうしても許せません。議会軽視と言われても仕方のないやり方であります。今一度テーブルに戻して、議論をした上で再提案をするべきと考えます。この手法を許したら、これからも当局の思惑だけで事業が進んでいくこととなります。当局の反省を促すためにも、議員の皆様の賛同をお願いします。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 私はこの修正動議に賛成をいたします。

このたびの一般質問において、それこそ二方の議員が時間いっぱい、当局と町長と議論を交わしました。それでもって全く相容れないそういう状況に終始したわけですが、今、中浜地域のその状況は、私は事業者の一人として、役場庁舎があそこから去った後には大変な思いをしているのがそれぞれの事業者でありました。そういう同じ事業者として非常に寂しさ、むなしさを思い、今後あの地域どうするんだろうかという思いで、それこそ今日に至りました。

私はこの事業がその説明された時に、津波の危険性はあるにしても、あ、いい事業だなと、これはやっとなそこにならかの一つの見通しというものをあげたなど、こう思いました。そういうことで、私はこの事業には賛成してるんです。そういう思いなんです。

ただ、今回のこの状況を見た時に、今笠原議員も言われましたが、どうもひとつ議会というものに対する姿勢が今一つ私納得いかない。そういう思いであります。議会からのアクションも足りなかったと、こう言われましようが、やはりこれは今それを修正して改めてまた補正でもできるわけですから、やはりそういう状況をとってほしい。私はその思いから修正動議には賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 私は新年度予算案を賛成の立場から討論に参加をいたしたいと思えます。

本当初予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応、あるいは町民の生命、生活、雇用、事業を守り抜くために必要最小限の予算でございます。これらの予算執行を行うに当たり、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた産業振興や定住・移住対策等、万遍なく配置をされており、おおむね良好な予算編成だというぐあいに理解をいたしております。

したがって、町民の生活をスムーズに移行させるためにも、本予算案は速やかに可決をし執行すべきと考え、賛成をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。10番芦崎達美君。

○10番（芦崎達美君） 修正動議に賛成の立場で討論いたします。

当初から、中浜地域においては非常に地域活性化のためにはいい事業だなど、そういうふうに思っておりましたが、17日の笠原議員と須藤議員の質問の中においてですね、まあ無償譲渡、あるいは住宅新築した場合の200万円から100万円になった。あるいは、その100万円の分で、少なくなった分で土地が100万円を買ったような状況のようで、それはそれとしてまあ認めますが、やはり中浜地域の活性化は非常にいいわけです。若者も、今、山本議員もおっしゃったように本当に八森地域は住む所がないんだと、そういうことを加味しますとですね、多少危険な場所であってもそこがみんな求められるんだなところ、8割、9割ぐらいはやむを得ないんだなということは分かりますが、若者を増やす、そういう点からは非常にいいわけですが、もし、だとしたら、だとしたら、中浜地区だけでなく八峰町全体、例えば旧峰浜村の庁舎の跡でも、で、ここに住みたくないですかと、一緒に同じような条件のもとにですねアンケートをとっても、なぜ中浜地区だけに、今、分かりますよ、中浜地区が適所だということは分かりますが、もし人口とか増やす、若者を増やすという意味であったら、八峰町全体もっと場所がもっとあるんじゃないですかということを考えます。

それからやはり、今まで住み慣れたそこには何百人、何十人が住んでおると。そういう観点から、まあ新たに住んでもいいじゃないですかということも考えられるわけですが、あえて、危険な場所だということをあえてもう分かっているのにやはり町が誘導するというところに、どうもこうひっかかる。

そういう観点から、私は修正動議に賛成いたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第25号について採決を行います。

はじめに、須藤正人君、笠原吉範君提出の修正案について採決します。この採決は起立で行います。修正案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

○町長（森田新一郎君） 議長。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

（「できないです」と呼ぶ者あり）

○町長（森田新一郎君） 発言できねえど。

○町長（森田新一郎君） できない。

○議長（門脇直樹君） うん。終わってがら。

次に、議案第25号、原案を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

（「えっ」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） すいません、もとい。戻ります。

次に、議案第25号、原案を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第26号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 国民健康保険事業勘定特別会計に反対をいたします。

国保税を払いたくとも払えない世帯が資格証明書の発行で窓口負担100%支払う世帯は、14世帯20人あります。その予備軍となっている短期保険証の発行が30世帯46人です。資格証書と予備軍の短期証明書の狭間にいる18歳未満の子どもを抱えた子育て世帯があります。病院の行き渋りや、重篤になってしまい、後々の国保会計が逼迫することになります。資格証明書はやめるべきです。

以上のことから反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第27号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 介護保険事業特別会計に反対をいたします。

少ない年金から介護保険料が天引きされて大変だという声をよく聞きます。それと、介護施設に払う利用料がいかにも大変であるか例を挙げると、80過ぎの婦人は月5万920円の年金です。介護2で特養に入ることができません。毎月5日間、ショートステイをやって5万円弱かかります。デイサービスで4,500円かかります。これで年金の6割はもう介護利用料にいつてしまいます。そのほかに医療費がかかり、介護保険料がかかります。夫は6万6,000円奥さんよりも若干高いだけです。独身の息子は、わずかの収入を母親の介護利用料に払っています。爪を灯すように3人寄り添って暮らす、この人たちに町の利用料負担の軽減策がありません。施設入所を抱えてる世帯は、もっと大変だと思います。介護利用料の負担軽減策がないことに、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決され

ました。

日程第6、議案第28号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 後期高齢者医療制度に反対をいたします。

普通徴収税が1万5,000円未満の人に行われてますけれども、この1万5,000円未満の年金をもらってる人が228人います。支払いは家族負担になるのではないのでしょうか。家族の中でどんな思いで暮らしているか、心が痛みます。

この制度そのものに問題があります。国保にある医療費一部、入院したりした場合の医療費一部負担減免などはなく、受けるサービス、医療サービスも減っています。減免制度は使えず、会計報告も町民は知りません。基金2億2,000万円があることは分かりました。団塊の世代が後期高齢に入ると、2割負担が閣議決定されています。この制度が高齢者にとって安心して暮らせる制度になるまで、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第29号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 沢目財産区特別会計に反対をいたします。

沢目財産区は、1節の土地貸付収入の中に風力発電があります。八峰風力開発7基、267万7,587円、ウェンパル峰浜合同会社2基日本風力発電、峰浜風力発電、それぞれ1基ずつ合わせて330万円、合計597万7,587円の収入に対して、財産区にはその95%が交付されます。町には貸付売払収入など合わせて1,000万円の予備費が積み立てられています。

八峰風力開発は、松波苑に近距離600mです。同じく1km近くに住む人は、うちにい

て風車が回ると体調が悪く、ほとんど横になっています。地獄だと言ってます。能代に入ると頭がすっきりすると言われていています。沢目財産区管内の自治会の住民が納得して風力発電の建設を受けたとは思えません。このような実態を調べ、対策をとる必要があります。

今度計画している風車は巨大です。今度は松峰園側が600mの近距離です。小学校の近くに建つ4基は、それぞれ1kmから1.6kmの距離です。4基に囲まれてしまいます。カントリーエレベーター近くに建設されると、中学校は1.6kmです。この計画は、ほかの建設場所と違ってほとんどが沢目財産区が関わっています。危険な地域には土地を貸さないといえ、すぐ取りやめることができます。貸し付ける時は慎重に、よく調査して住民の納得を得ることが一番大事なことだと思いますが、それが見られませんので反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第30号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算、日程第9、議案第31号、令和3年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第10、議案第32号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第11、議案第33号、令和3年度八峰町下水道事業会計予算、日程第12、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第30号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計予算から日程第12、議案第34号、八峰町合併処理浄化槽事業特別会計への繰入については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第30号から議案第34号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第40号、新町まちづくり計画(市町村建設計画)の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長(高杉泰治君) それでは、議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、新町まちづくり計画(市町村建設計画)の一部変更について。

新町まちづくり計画(市町村建設計画)の一部を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により効力を有する同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

令和3年3月19日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由でございます。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されたことに伴い、新たな公共施設整備や既存施設の除却等の財源として合併特例債の発行を可能とするため、この案を提出するものでございます。

次のページ、新旧対照表をご覧ください。

ページの左側が変更前で、右側が変更後となっております。

このたびの変更内容につきましては、合併特例債を起すことができる期間が5年間延長されたことに伴い、本町の計画につきましても計画期間を延長するなど時点修正を行うものであります。事業内容につきましても、環境衛生の整備や福祉体制の整備を変更しております。また、このたびの一部変更に合わせて、文言等も一部修正しております。

はじめに1ページですが、「八森町と峰浜村」となっていた文言を「旧八森町と旧峰浜村」へ、「2町村」となっていた文言を「旧2町村」へ修正しています。

なお、この2点の修正につきましては、これ以降の記載部分全て同様に修正しておりますので、これ以降の部分については説明を省略させていただきます。

続きまして、ページ中ほどの1 計画作成の方針の(3)計画の期間のところでは、「平成32年度までの概ね15年間」となっているところを「令和7年度までの概ね20年間」と時点修正しております。

2ページ目をお開きください。

中段ほどの2 合併の必要性の(2)人口の減少、少子・高齢化への対応のところでも、5年間の延長に伴い、年や年度表記のほか、人数や割合を時点修正しております。

3ページをお開きください。

上段の(2)住宅の利便性の向上のところでは、3行目「また」以降の文言を現在の状況に合わせて修正しております。

第2章新町の概況、1 位置・地勢等以降につきましては、「旧八森町」、「旧峰浜村」、「旧2町村」の修正です。

4ページをお開きください。

ここにつきましては、人口と世帯数、またそれぞれの内訳に平成27年のものを追記し、時点修正を行っているものであります。

5ページ目をお開きください。

②産業別人口の推移につきましては、2段落目の年度、文言を時点修正しております。また、表につきましても、平成27年のものを追記しております。

6ページをお開きください。

(2)将来人口の見通しにつきましては、1行目、2行目の文言を時点修正しております。表につきましては、令和7年の見通し分を追記しているほか、過年度分の数値が確定値ではなく前計画作成後の推計値のままとなっておりますので、併せて修正しております。

7ページをお開きください。

ページ中ほどの6 環境衛生の整備、3つ目の部分につきましては、能代山本広域市町村圏組合において、新たに建設されるごみ処理施設の町が負担する経費分に充当財源とする可能性を見据えて文言を修正しております。

8ページをお開きください。

上段の表のところにつきましては、先ほど7ページのところでもご説明しましたが、新たに建設されるごみ処理施設を見据えて、主要な事業に「環境衛生の整備」を、事業概要に「廃棄物処理施設等の整備」を追加しております。また、ページ中ほどの子ども・子育て支援の充実につきましては、子育て世代包括支援センターの設置に伴い文言を修正し、また、下の表の事業概要の欄も併せて修正しております。

9ページをお開きください。

1 歳入の(2)地方交付税のところでは、地方交付税の合併算定替えが令和2年度で終了しますので、文言の一部を削除しております。

2 歳出の(1)人件費のところでは、会計年度任用職員制度により賃金から報酬へ支出の節が変更となることに伴い、これまでの物件費から人件費へ性質が変更になりますので、文言を一部追加しております。

(3)公債費につきましては、年度を時点修正しております。

10ページをお開きください。

10ページから最終15ページまでにつきましては、歳入歳出の推移を表として記載しているものであります。時点の修正に伴い、歳入歳出それぞれに令和3年度から令和7年度分を追加しているものであります。12ページ、13ページに歳入分を、15ページに歳出分を追加記しております。

なお、過年度分につきましても、記載内容を精査した結果、100万円未満の端数処理のほか、一部数値を実績値に修正しております。

なお、県との協議を経て今回上程いたしましたものと、2月25日に議会全員協議会で説明したものとの変更点につきましては、タブレットに別資料として議案第40号説明資料を掲載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。何とぞご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) ちょっとこれを見てちょっと疑問になった点はですね、7ページの環境衛生の整備というところで、旧の方では表の上のところに「廃棄物の適正処理の促進のほか、大気や水質、土壌汚染などへの監視体制の強化を図り」ってあるんですけども、この変更後の方にはこの部分が抜けてますが、この一番大切なことではない

かと思うんですが、これを抜けた理由を教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

こちらの方でありますけれども、県の方との協議をいたしました結果、今回の計画の変更にあたりまして、このたびのこの変更前の「廃棄物の適正処理の促進のほか、大気や水質、土壌汚染などへの監視体制の強化」という部分のことでありまして、こちらの方、合併特例債を充当するような事業には当たらないのではないかとということになりまして、今回このように見直しを行っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時53分 休 憩

.....
午前10時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第14、議案第41号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第41号についてご説明いたします。

議案第41号、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第9号）について。

令和2年度八峰町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。
繰越明許費の追加につきましては、「第1表 繰越明許費補正」に記載しております。

令和3年3月19日提出

八峰町長 森 田 新一郎

なお、このたびの補正予算には、歳入歳出の増減はございません。

1 ページをお開きください。

4 款衛生費 1 項保健衛生費の八峰町営診療所トイレ改修工事についてご説明いたします。

別に資料を用意してございますので、タブレットの議案第41号説明資料をお開きください。よろしいですか。じゃあ、説明いたします。

まず、この資料の上段に説明文、中段に当初計画のスケジュール、下の段の方に明許費繰越後のスケジュール案を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

令和2年12月議会におきまして、町営診療所のトイレ及び手洗い場の改修に伴う設計管理業務委託料40万円と工事請負費350万円の予算をご承認いただきました。速やかに設計管理業務委託を発注し、実施設計が1月29日に完了したことから、その後、指名審査会を開催し、能代山本管内の給排水設備の工種に当たる格付A級の8社にて指名競争入札を行ったところ、8社全てが技術者、現場代理人の確保が難しいとの理由から入札辞退届が提出されまして、入札の不成立となりました。

今後の対応について協議しました結果、年度末を控え、業者側の繁忙期と重なり技術者等の確保ができなかったことや、コロナ禍で機器の調達も困難であったことを踏まえまして、工事期間に余裕をもたせ、6月完成を目指すことといたしました。年度をまたぐことから明許繰越になるため、議会の議決が必要となったものでございます。

下の段の明許繰越後案のスケジュールの下に赤字で「入札不調2月25日」と記載しておりますけども、入札日が2月25日と、3月議会定例会の告示日2月26日の前日でありましたので、議案書の差し替えに要する時間的な余裕もありませんでしたので追加提案として上程し、ご審議いただくことといたしました。

本改修工事につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策でありますので、できるだけ早く完成させなければならないこともあり、年度をまたいだ事業実施が必要と判断し、明許繰越をお願いするものでございます。

なお、ご承認いただきました際には、速やかに再入札の手続きを行いたいと考えておりますので、何とぞよろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 何も事業に反対するとかではございません。技術者、現場代理人の確保が難しいというような理由で繰越明許をお願いしたいということですが、なぜ確保が難しかったのか教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 先ほど説明の中でも少し触れさせていただきましたけども、年度末工事ということで、やはり各業者とも工事が重なって人のやりくりがつかないという理由でございました。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 私はまた、今回の風の災害や、あるいは雪の被害でいろいろ給湯器が壊れて修理屋さんの人手が大変不足してるというような話も聞いたりなんかしたもんですから、そういったたぐいの理由なのかなと思ったんですが、そうしますと、こういった工事につきましては、今後も年度末の発注はできないというようなことで理解してよろしいですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの皆川議員のご質問にお答えします。

先ほどの説明の中で年度末というだけを特化してお話しましたが、先ほど皆川議員がおっしゃったように、当然、雪害、風害、今回の寒波、これも当然影響しているということですので、全部に全部そうだと限らないということですので、少しその辺は言葉足らずでした。当然それも影響してるということです。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 再度質問しておきたいと思うんですが、やはりこういった緊急を伴う仕事でありましたらですね、やはりもうちょっと早めに手を打つということを考えてですね、年度末なれば忙しいということは重々承知してる部分じゃないかと思うんで、そこいら付近は工事の内容によってですね早め早めの対応をこの後やっていかない

と、こういうことが続いて起こるといふこともあるわけでありますので、十分留意しながら入札執行に当たっていただければというぐあいに注文をつけておきたいと思ひます。

○議長（門脇直樹君） 答弁求めますか。

○11番（皆川鉄也君） 要りません。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 私はですね、この400万円足らずの工事、これA級でなければならぬ。もう少し下のB級でも良かったのではないかなと思ひわけですよね。年度末なつて確かに皆川さんが言うようにいろいろ立て込むわけだ、年度末になると。そうすると大きい業者ほど仕事抱えてるわけで、それ以下のB級でもいいぐらいの金額でしょう、これ。まあC級まであるのかどうか分かりませんが。その辺はどうしてこうなつてしまつたのかと。もっとランク落とすべきではないのかなと思ひますが、どうですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

そう思ひのはごもっともです。ただ、審査会の中では、これまでも土木建築以外の場合は全部この金額に関わらずA級に発注と、これを前例として8社にいたしました。その後不調になつた後で、審査会ではやはりその辺も考慮すべきじゃないかと、500万円以下でも考慮すべきじゃないかと意見ありましたが、今、同じ工種でございますので期間を改めてやれば大丈夫だろうといふことで、また同じA社にまずお願いするといふ計画でございます。

そしてまた、今皆川議員のご質問にありましたけれども、年度末といふことも考慮すれば、そういう見通しの甘さといふのもこれは否めないところでありますので、今後の課題としてとらえさせていただきますと思ひます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 給排水業者A級といふことですが、これ建設・建築業者、例えばD、C、その業者に指名替えをして入札することはできなかつたんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前11時09分 休 憩

午前11時10分 再開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 今、須藤議員の方から建築業者ということでお話ありましたので、建築担当の石嶋が説明させていただきます。

まず、この工事につきましては配管等が伴いますので、水道、それから排水の設備工事の資格を持った者でないと施工できないということになります。そうしますと、そういう資格を持った技術者を抱えてる業者さんがやるという前提になります。例えば、建築業務の一式の中で大きな工事の中でそれを一部占める場合は建築業者ということになりますが、これの工事の全体の中の割合がほとんどこの配管等の工事でありますので、今回は配管設備の業者ということで選定いたしております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） さっきもちょっと聞きましたけども、それはA級でなければならぬ工事なのか、Bでも、まあCなのかDなのか分かりませんが、そのもうちょっと下でもいい、できる工事なのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 山本議員の格付のお話ですけども、この管工事に関しては、県の登録はA登録しかございません。したがって、町でもA、B、Cとかという建築とか土木のような格付はしておりませんので、格付はA登録だけということになりますので、この業者へ発注したということでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） まあA級だけしかやれない工事だということに理解していいんですか。実質的には、まあおそらく大したことねえ工事だと推測するんですけども、地元にはいっぱい水道業者がいるわけですよね。で、そのA級で資格がなければその工事はやれない工事なのかどうかということを知りたいわけですよ。要は、そのA級だけがその入札指名受けて工事をするチャンスが与えられるということではなくてですね、たかだか400万円程度の工事業であれば、その個人の水道業者もできるぐらいの仕事だと想像するわけですね。だとしたら、別にA級でなくても、そんな急ぐんだったら地元のそういう小さい水道屋さんでもいいと思うわけですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの町内業者でも良いのではというお話ですけども、今回の工事に関しましては補助事業でありまして、まあ額だけで見ますと400万円弱ですけども、それらに対する書類の整備、あるいは附帯する左官工事とかそういうのもございますので、トータルして考えた場合に町内の業者で施工は可能ですけれども、それらを加味して、この短期間でやれるかと考えた場合に、やはり厳しいであろうという判断のもとに今回はこういう業者を指定します。

ただし、町内業者でもこれまでもまあ金額の小さいものについては、その内容によっては発注しております。例えば、主に管そのものだけ、あるいは建築等合致しないような部分的な工事を単体に発注する場合は、これは町内の業者を優先して発注しております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第2号、「安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るための意見書」の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第17、発議第3号、「75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。2番山本優人君。

○2番(山本優人君) 私はこの発議に反対いたします。

これから高齢者がどんどん多くなる。団塊世代が75歳になってしまう。そして医療費が莫大かかっていくわけですが、その財源の裏付けがないままです。いつまでも1割負担では医療費がもたないということがひとつ。

それと、同じ高齢者であってもですね、かなり所得の高い人がいるわけです。私の記憶によると、年金1人26万もらっている高齢者がいるわけですよ。現役世代と随分違う、悠々自適、そういうふうな高齢者、75歳以上、これも同じく1割、片や3割という状況ではですね、一律に2割負担にすることを反対するということは私は抵抗があります。やはり所得の高い高齢者はそれなりに負担してもらおう。そういうふうなことでなければならぬと思いますので、この2割負担一律については反対します。

○議長(門脇直樹君) ほかに討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) 私はこの意見書提出に賛成をいたします。

社会保障全般にわたって、消費税を上げるから社会保障に回すからということで、この消費税の値上げ10%になりました。しかしどうでしょうか。社会保障の切り下げがど

んどんどん少なくなってって、そして今、高齢者、団塊世代が、我々の年代がどつと増えるからということでそれで2割負担にするということは、これは私たち75歳世代になれば、戦後ですね大変な思いをしてこの団塊の世代は、すしづめ学級とかいろんな、そして経済に金の卵と言われてもてはやされて高度成長を進めてきた、この団塊の世代が今、年いって、それで多くなったからといってこれを引き上げる、これはやはり政府のやり方は非常におかしいと思います。確かに公務員で学校の先生とかやった人は高額の人もおりますけれども、それはほんの一部であって、ほとんど人はやはり低所得、秋田県の場合は特にそうです。その人たちがまた2割負担になるということは、これは地域格差とかありますけれども、今、私たちの身の回りでこれが起きたらやはり生活は大変になると思いますので反対です。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 私もこの2割負担には賛成をする立場でございます。

私も団塊の世代であります。間もなくやっけてまいります、後期高齢者。高齢者にとって安心して医療を受けられる一つの社会保障制度であります。何も無理矢理に2割に上げようとしてるわけではないと思います。やはり医療費が嵩んで財政がもたないと、安心して高齢者の皆さんから医療、治療を受けてもらうためには、裏付けなる財政がしっかりしておらなきゃならないということであります。したがって、負担能力に応じた負担をいただくというのは当然であります。安心して病院にかかれるように、私は2割の中止というのは無理があるということで反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第17、発議第4号、「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を求める意見書」の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) これより発議第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第18、発議第5号、「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書の提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定によ

り、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

森田町長が発言を求めています。皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） まずもって、今定例会に提案いたしました全ての議案について原案のとおり可決していただきまして、本当にありがとうございました。

ただ、一般会計予算の中の中浜地区中心部の整備事業につきましては、私に一番責任があるわけでありまして、町当局としての議会への説明に丁寧さが欠けていたというご指摘を多々いただきました。大変重く受け止めながら、この後につきましては私自身も含めて町当局として猛省をしながら、今後議会への説明を丁寧にしていくことを心がけてまいりますので、本当によろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（門脇直樹君） 森田町長、修正案がね否決されたとはいえ、やはり6対5という拮抗した結果をやはり重く受け止め、これからの町政運営に当たっていただきたいと思っています。

日程第20、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和3年3月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時27分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 11番 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1番 水 木 壽 保

同 署名議員 2番 山 本 優 人